

国民年金基金連合会 厚生労働省

**iDeCo+** 中小事業主掛金納付開始・終了届

届書コード 07021

1 登録事業所番号 00111111

2 フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン  
事業所名称 (株) 年金食品

3 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3  
所在地 〒111-1111 連絡先電話番号 ( 12 -3456 -7890)  
東京 都道府県 郡 ●● 市区町村 □△1-2-3

1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

開始年月 9 : 令和 0210 年 月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

掛金の納付月

事業主が中小事業主掛金を納付する月(口座引落日)にレ点をご記入ください。 毎月26日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)が口座引落日です。	当年	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
令和 2 年	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
翌年以降	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)	
令和 3 年以降	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

( )内は何月分の掛金であることを表記しています。

対象者等の条件

以下のいずれかを選択してください。

1. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、一定の資格を定めません。  
(厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)

2. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。

資格 **総合職で勤続3年以上**

以下に該当する場合は、選択してください。

一定の資格(職種・勤続期間)以外に、中小事業主掛金を拠出する対象者について、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。

区分

以下の書類も添付してください。

- 上記2. の拠出対象者に一定の資格(職種・勤続期間)を定める場合は様式第12号
- 一定の資格(職種・勤続期間)やそれ以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は「資格別中小事業主掛金届」
- ①一定の職種により拠出対象者の資格を定める場合は一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、②一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格ごとの労働条件、が規定されている労働協約又は就業規則などの写し

2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

終了年月 9 : 令和 年 月

終了理由

## ご記入前に必ずお読みください。

- この届書は、事業所が中小事業主掛金の拠出を開始、または終了する際に届け出る書類です。
- 中小事業主掛金制度を実施しており、事業所の登録廃止を行う場合は「事業所登録廃止届」と併せてこの届書を提出してください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。  
(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消してください。  
修正部分の周囲余白に訂正事項を記入してください。
- 以下の書類を添付してください。
  - 【中小事業主掛金の拠出を開始する場合の添付書類】
    - ・中小事業主掛金対象者登録届(様式第K-303号)
    - ・中小事業主の資格に関する現況について(様式第K-307号)
    - ・中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書(様式第K-308号)
    - ・労働組合の現況について(様式第K-312号) (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合のみ)
    - ・過半数を代表する者の証明書(様式第K-313号) ( " がない場合のみ)
    - ・中小事業主掛金の拠出の対象となる者に一定の資格を定めることに関する同意書(様式第K-309号) (一定の職種、一定の勤続期間により資格範囲を定める場合)
    - ・資格別中小事業主掛金届(様式第K-306号) (資格ごとに事業主掛金の額を定める場合)
    - ・一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、又は一定の勤続期間以外の資格ごとの労働条件が規定されている労働協約又は就業規則などの写し (一定の職種により資格範囲を定める場合及び一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合)
    - ・中小事業主掛金納付事業所登録申請書(事前登録用)(様式第K-314号) (初めて「事業主払込」の事業所登録をする場合)
    - ・預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(様式第K-007B号) (初めて「事業主払込」の事業所登録をする場合)
  - 【中小事業主掛金の拠出を終了する場合の添付書類】
    - ・中小事業主掛金を拠出しないこととする同意書(様式第K-311号)
    - ・労働組合の現況について(様式第K-312号) (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合のみ)
    - ・過半数を代表する者の証明書(様式第K-313号) ( " がない場合のみ)
- 申出を受けて、中小事業主掛金の納付開始について審査を要します。  
**ご希望の拠出開始年月の前月20日(初回引落日の前々月20日)までに必着でご提出ください。**
- **ご希望の拠出終了年月の前月20日(制度を終了する引落日の前々月20日)までに必着でご提出ください。**
- 資格等で掛金額が年途中で変更になる場合、翌年(例:令和3年)以降に記載の1月(12月分)~12月(11月分)の掛金額の内容が翌々年(例:令和4年)以降も引き続き適用されますので、ご注意ください。

- 登録事業所番号**
  - ・国民年金基金連合会に事業所登録を申請した際に発行された登録事業所番号を記入してください。
  - ・個人払込と事業主払込(口座振替)の2種類発行されている場合は、事業主払込(口座振替)の登録事業所番号を記入してください。
  - ※中小事業主掛金は事業主払込に限り納付することが出来ます。  
中小事業主掛金の対象者が個人払込で納付している場合は、別途「加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書(様式第K-008A号)」 「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)(様式第K-009B号)」を提出してください。
- 事業所名称**
  - ・国民年金基金連合会に届け出ている事業所名称を記入してください。
- 所在地**
  - ・事業所の所在地を記入してください。
  - ・国民年金基金連合会より書類についてのご確認をさせていただく場合等、日中に問合せ可能な電話番号を記入してください。

## 4 1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

5 開始年月 9 : 令和 **02**年 **10**月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

6 事業主が中小事業主掛金を納付する月（口座引落日）にレ点をご記入ください。  
毎月26日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）が口座引落日です。

掛金の納付月	当年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		(12月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)	(4月分)	(5月分)	(6月分)	(7月分)	(8月分)	(9月分)	(10月分)	(11月分)
令和 <b>2</b> 年	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
令和 <b>3</b> 年以降	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

( )内は何月分の掛金であるかを表記しています。

7 以下のいずれかを選択してください。

1. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、一定の資格を定めません。  
(厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)

2. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。

資格 **総合職で勤続3年以上**

8 以下に該当する場合は、選択してください。

一定の資格(職種・勤続期間)以外に、中小事業主掛金を拠出する対象者について、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。

区分

以下の書類も添付してください。  
 ・上記2. の拠出対象者に一定の資格(職種・勤続期間)を定める場合は様式第12号  
 ・一定の資格(職種・勤続期間)やそれ以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は「資格別中小事業主掛金届」  
 ・①一定の職種により拠出対象者の資格を定める場合は一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、②一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格ごとの労働条件、が規定されている労働協約又は就業規則などの写し

- 4 1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。
- 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、□にレ点を記入してください。  
(「2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。」には記入しないでください。)
  - 以下の書類を添付してください。  
 中小事業主掛金対象者登録届 (様式第K-303号)  
 中小事業主の資格に関する現況について (様式第K-307号)  
 中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書 (様式第K-308号)  
 労働組合の現況について (様式第K-312号) (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合)  
 又は  
 過半数を代表する者の証明書 (様式第K-313号) ( " " ない場合)

- 5 開始年月
- 中小事業主掛金の拠出を開始したい年月 (初回引落日の前月) を記入してください。
  - 記入された年月の翌月26日 (土日祝日の場合は、翌営業日) から中小事業主掛金が引き落とされます。
  - 中小事業主掛金の引落日開始日は、通知書の発送をもってお知らせします。

- 6 掛金の納付月
- 中小事業主掛金を納付する月 (口座から引き落とされる月) にレ点を記入します。  
(記入例は毎月納付するパターンです)
  - 中小事業主掛金の対象者ご本人が、掛金を数ヶ月分まとめて納付される場合、対象者ご本人の掛金額が0円となる月は、中小事業主掛金も納付できません。  
中小事業主掛金の納付月には対象者ご本人の掛金を納付するように、「加入者掛金額変更届 (第2号被保険者用)」を別途届出てください。

- 【当年】
- 開始年月の翌月が属する年 (和暦) を記入してください。
  - 開始年月の翌月以降で納付する月にレ点を記入してください。  
開始年月以前に記入があっても、開始年月以前は登録されません。
  - 開始年月が令和2年12月の場合、当年は令和3年となります。

- 【翌年以降】
- 当年の翌年にあたる年 (和暦) を記入してください。
  - 翌年の1月以降で納付する月にレ点を記入してください。

- ※中小事業主掛金額に変更が伴う以下については、原則1年 (1月～12月) に1回のみ変更が可能です。
- 中小事業主掛金の納付月を変更
  - 中小事業主掛金額を変更

- 7 納付対象者等の条件
- 該当するいずれか一方に○を記入してください。
  - 中小事業主掛金の対象者となる資格を定める場合、カッコ内に資格の内容を記入してください。
  - 資格は職種、勤続期間又は区分に限ります。
  - 資格を定める場合は、以下の書類を添付してください。

「中小事業主掛金の拠出の対象となる者に一定の資格を定めることに関する同意書」 (様式第K-309号)  
 「対象者・対象としない者の職種、区分の別を規定する就業規則 (又は労働協約) 等の写し」

- 8 合理的な理由(※)がある場合において区分する資格
- 掛金を拠出する対象者に対して、合理的な理由がある場合において区分する資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は○を記入してください。
  - 合理的な理由がある場合において区分する資格ごとに事業主掛金の額を定める場合、カッコ内に区分する資格の内容を記入してください。
  - 合理的な理由がある場合において区分する資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は以下の書類を添付してください。  
 「資格別中小事業主掛金届」 (様式第K-306号)  
 「資格ごとの労働条件が規定されている労働協約又は就業規則などの写し」

(※) 労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど

8  2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号 様式第15号又は16号(※)を添付してください。			
終了年月	9 : 令和	年	月
終了理由			

8 2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

- ・中小事業主掛金の拠出を終了する場合、□にレ点を記入してください。  
 (「1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。」には記入しないでください。)
- ・以下の書類を添付してください。  
 中小事業主掛金を拠出しないこととする同意書 (様式第K-311号)  
 労働組合の現況について (様式第K-312号) (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合)  
 過半数を代表する者の証明書 (様式第K-313号) ( " " ない場合)

9 終了年月

- ・中小事業主掛金の納付を終了したい年月を記入してください。
- ・記入された年月の26日(土日祝日の場合は、翌営業日)をもって、中小事業主掛金の引落しが終了します。  
 なお、対象者ご本人による掛金の引落しは継続されますので、ご注意ください。
- ・中小事業主掛金の納付を終了することによって、対象者ご本人のひと月あたりの掛金額が5,000円未満となる場合は、掛金を納付することが出来なくなります。  
 別途、対象者ご本人より「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)(様式第K-009B号)」を提出してください。
- ・中小事業主掛金の引落し終了は、通知書の発送をもってお知らせします。

10 終了理由

- ・中小事業主掛金の拠出を終了する理由を記入してください。

この届書、および添付書類は、以下の宛先までご提出ください。  
 〒135-0016  
 東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F  
 アルティウスリンク株式会社内  
 国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者宛  
 TEL : 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105  
 (050で始まる電話でおかけになる場合は 03-4333-0003)

届書コード  
07021



中小事業主掛金納付開始・終了届

登録事業所番号 00111111	フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン
事業所名称 (株) 年金食品	
所在地 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 東京都 区 1-2-3 東京 都道府県 市町村	連絡先電話番号 (12-3456-7890)

1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

開始年月 9: 令和 02年 10月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

掛金の納付月  
事業主が中小事業主掛金を納付する月(口座引落し月)にレ点をご記入ください。  
毎月26日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)が口座引落日です。

当年	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
令和 2年	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
翌年以降	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
令和 3年以降	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

( )内は何月分の掛金であるかを表記しています。

対象者の等  
以下のいずれかを選択してください。  
 1. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、一定の資格を定めません。  
 (厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)  
 2. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。  
 資格 [ 総合職で勤続3年以上 ]

区分  
以下に該当する場合は、選択してください。  
 一定の資格(職種・勤続期間)以外に、中小事業主掛金を拠出する対象者について、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。  
 区分 [ ]

条件  
以下の書類も添付してください。  
 ・上記2. の拠出対象者に一定の資格(職種・勤続期間)を定める場合は様式第12号  
 ・一定の資格(職種・勤続期間)やそれ以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は「資格別中小事業主掛金届」  
 ・①一定の職種により拠出対象者の資格を定める場合は一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、②一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格ごとの労働条件、が規定されている労働協約又は就業規則などの写し

2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

終了年月 9: 令和 年 月

終了理由

※従業員の過半数で組織する労働組合がある場合様式第15号、労働組合がない場合様式第16号を添付してください。

各種届書・添付書類	確認	連合会	9: 令和	年	月	日	厚生労働省
中小事業主掛金対象者登録届	<input type="checkbox"/> 枚						
資格別中小事業主掛金届	<input type="checkbox"/>						
資格を定める規定等の写し	<input type="checkbox"/>						
様式第10号	<input type="checkbox"/>						
様式第11号	<input type="checkbox"/>						
様式第12号	<input type="checkbox"/>						
様式第14号	<input type="checkbox"/>						
様式第15号	<input type="checkbox"/>						
様式第16号	<input type="checkbox"/>						